

## 平成27年度 いじめ防止等に係る取組(関係機関等:詳細版)

実施機関等	取組内容	期待される効果
高知県高等学校長協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各学校において、事例に基づき校内研修を実施する。</li> <li>○各学校に設置しているいじめ防止対策のための組織において、研究を深める。</li> <li>○各学校は、関係機関から情報提供をいただくことや、研修会の講師をお願いすること、またケースによっては相談に乗ってもらうことなど、関係機関と連携を強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実際の事例を扱うことで、現実に行っている内容を把握し理解できる。</li> <li>○研修・研究を積み重ねることで、いじめ防止等のノウハウが身に付く。</li> <li>○関係機関同士で連携を密にすることで、早期発見、早期対応ができる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各学校におけるPTAの研修会で、いじめ問題に関する研修を実施する。</li> <li>○高知県PTA連合会とタイアップして研修を実施する。</li> <li>○関係機関には、講師等の派遣をお願いする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者の皆さんが、いじめに関する問題の実態や防止策等について理解が深まる。</li> <li>○学校間の保護者同士で、情報の共有ができる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高知県高等学校長協会の研修会において、いじめ問題に関する研修を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各学校の情報を共有できる。</li> <li>○各学校の組織力にかかわらず、同じ効果のないいじめの防止や対策が取れるようになる。</li> </ul>
高知県小中学校長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各学校の「いじめ防止基本方針」に基づく継続的ないじめ防止対策を実施する。</li> <li>＜未然防止＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・温かい学級、学校づくり</li> <li>・道徳教育、人権教育の推進</li> <li>・ネット利用のルールとマナーの確立</li> <li>・全教育活動を通じたコミュニケーション能力の育成</li> </ul> </li> <li>＜早期発見と早期対応＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的ないじめ調査の実施</li> <li>・児童、生徒、保護者の相談窓口の拡充</li> <li>・教職員間的小まめな情報交換</li> <li>・いじめ発生時の迅速で組織的な対応</li> <li>・関係機関との連携強化</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員一人一人のいじめ問題に対する認識が深められるとともに、各学校のいじめ問題への組織的対応力が充実・強化される。</li> <li>○児童・生徒主体のいじめ防止への取組が推進される。</li> <li>○いじめの発生件数が減少するとともに、いじめ問題の深刻化・重大化を防ぐことができる。</li> <li>○いじめ問題への取組を契機として、日常的な学校・家庭・地域・関係機関の連携が強化される。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各学校において「『高知家』のいじめゼロ子ども宣言」と「『高知家』の子どもがいじめで苦しむことのない社会づくり宣言」を周知徹底する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県全体のいじめ問題の状況(認知件数やいじめの特徴等)を把握し、それを踏まえて必要に応じた研修等を実施する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県や市町村、各機関の実施するいじめ防止対策への積極的な協力を行う。</li> </ul>	

実施機関等	取組内容	期待される効果
郡市医師会	○学校医のメンタルヘルスへの関わり。	○いじめによる心理状態についてより専門的な評価と対応が可能となる。
	○学校医とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携体制を確立する。	○いじめ問題に対する多職種協働が推進される。
高知地方法務局 高知県人権擁護委員 連合会	【事業名】 子どもの人権SOSミニレター 【取組内容】 SOSミニレターは、平成18年から全国展開されているものであり、全国の小・中学生に対して、後納郵便により相談ができる便せんを配布し、子どもの人権問題の発掘と解消に取り組んでいる。	○第三者機関として、児童・生徒が気軽に安心して相談することができる。また、児童・生徒からの相談に対しては、人権擁護委員が手書きによる返信によって必要な助言を行うほか、深刻な人権問題を認知したときは、速やかに救済手続を行う。
	【事業名】 子どもの人権110番 【取組内容】 全国の法務局においてフリーダイヤルによる電話相談を実施している。	○第三者機関として、児童・生徒が気軽に安心して相談することができる。また、児童・生徒からの相談に対して、必要な助言を行うほか、深刻ないじめ問題等を認知したときは、速やかに救済手続を行う。
	【事業名】 人権教室の開催 【取組内容】 県内各学校の児童・生徒を対象として、授業形式での人権教室のほか、人形劇や着ぐるみ劇、読み聞かせなどを開催する。	○平成25年度は、県内各学校において、いじめやデートDV等をテーマとした154回の人権教室を開催した。昨年度開催した「信頼の貯金」というテーマでの人権教室では、いじめによる不登校児が登校できるようになるなど、いじめ防止対策としての効果を上げている。
	【事業名】 人権講演会、学習会 【取組内容】 教職員及び保護者等を対象として、人権講演会や学習会等を開催する。	同 上
県内市町村 高知地方法務局 高知県人権擁護委員 連合会	【事業名】 「人権の花」運動 【取組内容】 本活動は、法務省が地方公共団体に委託する人権啓発活動地方委託事業の一つとなるものであるが、法務局及び人権擁護委員とも連携協力し、県内の保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校の児童・生徒に対して、花を育てていただくことにより人権意識の醸成を図ることを目的とするものである。	○本活動は、単に花を育てていただくというだけでなく、児童・生徒自らが育てた花を高齢者施設や独居老人宅に配布するなどして、人権の輪を広げるなど二次的な啓発効果がある。また、本活動の実施校に対しては、人権教室を併せて実施し、人権教育の推進にも取り組んでいる。
PTA 高知県教育委員会	○いじめ問題(ネットトラブルを含む)の研修を実施する。	○いじめ問題の啓発やネットトラブルやその対策等の知識、理解が促進され、県としての取り組みが、市町村、各学校へと広がる。

実施機関等	取組内容	期待される効果
PTA 各学校	○あいさつ運動の実施や行事等への参加により、子どもの見守りを行う。	○学校、家庭、地域のつながりが強化され、3者で子どもを育てる意識が醸成される。
PTA	○『高知家』の子どもがいじめで苦しむことのない社会づくり宣言」を周知する。 (すべてのPTA総会での読み上げ等)	○いじめ問題に対する重要性が、PTA会員に認識されるなど、会員の意識変化が促されるとともに、今後の取組の方向性が確認できる。
	○「高知の道徳」を活用する。 (各家庭やPTA行事等における親子での活用等)	○道徳の大切さやモラルの向上、人と人とのつながりの大切さなど、保護者の学びにつながる。
	○家庭の大切さに関する啓発活動を実施する。	○親子のコミュニケーションが促進されたり、食事の大切さが保護者に認識されるなど、保護者の意識が向上する。
	○保幼小中高PTAの連携を促進する。	○各世代の保護者のつながりが生まれ、「成功」「失敗」両面での経験が共有されることで、「親力」が向上するとともに、すべての子どもは自分の子どもであるという意識が醸成される。
高知県民生委員児童委員協議会連合会	○弁護士会(子どもの権利委員会)から講師を招聘し、いじめ問題についての研修会を実施する。	○児童委員活動に必要ないじめ問題について、適切な理解を深めるとともに、その防止への取り組みが推進される。
	○県・市町村・各単位のPTAの実施する研修に参加し、課題や取組の共有を図る。	○PTAの実施する研修会への参加を通して、いじめ問題の現状理解や、問題解決に連携した取り組みが進められる。また、PTAの方々に児童委員活動への理解・協力が得られる。
高知弁護士会	【取組名】子どもの権利110番 【取組内容】 弁護士会への電話申込により、児童・生徒・保護者及び関係者の方から、いじめ問題等についての相談を受け付ける。	○いじめ問題等について悩んでいる子どもや関係者の方に直接法的なアドバイス等を行ったり、関係機関につないだりすることで、問題を解決する効果が期待できる。
	【取組名】いじめ予防授業 【取組内容】 児童・生徒を対象に、日本弁護士連合会作成のマニュアルに基づくいじめ防止授業を実施する。	○児童・生徒に、「どんな理由があってもいじめは許されない」との意識を啓発することで、いじめを防止する効果が期待できる。
	【取組名】勉強会への弁護士派遣 【取組内容】 教員や関係機関の担当者等を対象とするいじめ問題についての勉強会へ弁護士を派遣する。	○教員や関係機関の担当者にいじめ問題にかかる法的な情報を提供することで、いじめの予防・解決の一助となる効果が期待できる。